

国民健康保険証を更新します

(保険証に(学)の表示がある方)

平成27年3月31日で有効期限が切れますので、更新手続きをお願いします。

更新期間 3月16日～3月31日まで

対象者 津別を離れて就学している方

必要な物 保険証・印鑑・在学証明書(*)

更新場所 役場国保担当⑨番窓口

以下の方も手続きが必要です。

卒業後も国保の方 資格変更手続き

社保に加入の方 国保の喪失手続き

(印鑑と保険証を持参してください)

(*)必要な在学証明書は新年度分となります。4月以降の証明書が必要となりますので、先に保険証を更新した後、学校より取り寄せ、国保担当に提出してください。

問い合わせ先

保健福祉課 健康医療グループ 国保担当

☎76 - 2151 (内線228・229)

必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も!

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金は昨年次のとおり改定されています。

【最低賃金額】時間額 **748円**

【効力発生日】平成26年10月8日

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

問い合わせ先

労働基準監督署(北見支署)

☎0157 - 23 - 7406

住宅改修 新築 中古住宅 奨励金

平成27年度 申し込みのお知らせ

住宅改修

奨励金を希望される方は、受付期間内に申し込みが必要です

① 対象となる改修工事、区分など
町内建設業者が請負う改修工事、奨励金交付決定前に着工していない工事

② 改修に要する費用が50万円(消費税等含む)以上

③ 住宅の増築、改築、住宅の耐久性を高めるための改修工事、塗装、補強、住宅の居住性を高める改修工事、環境負荷低減に資する改修工事など

詳しくは下記担当へのお問い合わせ、または、町ホームページをご覧ください。

① 期間
平成27年3月10日～4月10日(土・日・祝日を除く)

② 時間
8時30分から17時15分

③ 場所
建設課住宅グループ(役場2階中央付近)

④ 受付期間を過ぎた場合は、受付できません。
一度、住宅改修奨励金の交付を受けている住宅は、申し込みできません。申込書は町ホームページからダウンロードできます。

住宅新築

修工事で、改修後10年以上の定住を確保される方を対象とします。
③ 予算の範囲内での実施のため、申込者多数の際は抽選となる場合があります。

新築住宅に対する奨励金額
必須要件 60万円

① 床面積80㎡以上、10年以上の定住を確保

② 住宅の品質確保等に関する法律第3条に規定する日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の「省エネルギー対策等級」に示された「等級3」を満たすこと

③ 申請時に同居する小学生以下の子供がある場合 20万円

④ 町外に2年以上住まれた方が持ち家を建設する場合 20万円

⑤ 町内の業者に発注する場合 50万円

⑥ 住宅性能表示基準、評価方法基準の「高齢者等配慮対策等級」に示す「等級3」バリアフリー住宅基準を満たす場合 20万円

⑦ 町内で加工された製材、木材を床面積1㎡当たり0.1㎡以上使用した場合 30万円

中古住宅

必須要件の60万円に、該当する加算要件を加えた額が、奨励金額となります。
工事着手前に申請が必要です。

中古住宅購入に対する奨励金額
建物の固定資産税課税標準額が、150万円以上の中古住宅を購入した場合、奨励金の対象となります。
売買後1年以内の申請が必要です(課税標準額は、固定資産税の納付書に記載されています)。

問い合わせ・申し込み先
建設課 住宅グループ
☎76 - 2151
(内線252、255)



パブリックコメント(意見募集)を実施しています

保健福祉課で進めている計画の策定にあたり、計画の中に町民の皆さまのご意見を反映させるため、現在パブリックコメント(意見募集)を実施しています。

【意見募集期間】
第1期津別町地域福祉計画・第4期津別町地域福祉実践計画(案)

【意見募集期間】
平成27年2月19日(木)～平成27年3月20日(金)

【意見募集期間】
津別町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)

【意見募集期間】
平成27年2月19日(木)～平成27年3月20日(金)

【意見募集期間】
第4期津別町障がい福祉計画(案)

【意見募集期間】
平成27年2月19日(木)～平成27年3月20日(金)

【意見募集期間】
津別町子ども子育て支援事業計画(案)

【意見募集期間】
平成27年2月16日(月)～平成27年3月17日(火)

【意見募集期間】
津別町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(案)

【意見募集期間】
平成27年2月1日(日)～平成27年3月2日(月)

意見を提出できる方
①町内在住者 ②町内勤務者 ③町内に事業所を有する法人、その他の団体
計画(素案)の閲覧先
町ホームページ(<http://town.tsubetsu.hokkaido.jp/>) 役場ロビー、中央公民館ロビー、さんさん館
意見書記載事項
住所、氏名及びご意見
意見書の様式は、町ホームページからダウンロードしていただくか、保健福祉課、中央公民館、さんさん館にも備え付けてあります。
意見書提出方法
①郵送 ②FAX ③Eメール(町ホームページ参照) ④保健福祉課へ持参
電話では受け付けできません。
いただいたご意見については、個別に回答いたしません。
いただいたご意見の概要とそれに対する考え方については、公表いたします。
公表させていただく場合は、個人情報に十分配慮いたします。
提出・問い合わせ先
〒092 - 0292 津別町字幸町41番地 津別町役場 保健福祉課
☎(0152)76 - 2151 FAX(0152)76 - 2976